

厚真町業務継続計画

(Business Continuity Plan)

厚 真 町

令和7年2月

目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1 業務継続計画の基本的な考え方	1
(1) 策定業務継続計画の目的	1
(2) 業務継続計画で明らかにする事項	1
(3) 業務継続計画策定の効果	2
(4) 業務継続計画の対象	3
(5) 地域防災計画と業務継続計画の関係	4
第2 基本方針等	5
(1) 基本方針	5
(2) 適用範囲	6
(3) 実施体制	6
(4) 発動基準	6
(5) 平常時の運用	6
(6) 業務継続計画の特に重要な6要素	6
第2章 計画の前提条件	7
第1 前提とする自然災害	7
(1) 地震モデル等	7
第2 厚真町の被害想定	9
(1) 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震	9
(2) 海溝型地震・津波（日本海溝モデル 三陸・日高沖）	10
第3 被害状況の想定	12
(1) 想定する危機対象：石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震	12
(2) 想定事象による被害状況	12
第3章 業務執行体制の確保	13
第1 職員の参集状況	13
(1) 参集想定的前提条件	13
(2) 職員の参集想定	16
第2 指揮監督権限及び職務代行	19
第4章 業務執行環境の整備	20
第1 庁舎に及ぼす影響	20
第2 本庁舎等の点検	20

第3	本庁舎等の機能の確保	20
(1)	執務室の機能確保	20
(2)	電源の確保	20
(3)	通信手段の確保	21
(4)	情報システムの維持	22
(5)	食料・飲料水等物資の確保	22
第4	本庁舎等の代替施設	22
(1)	代替庁舎の検討	22

第5章 非常時優先業務 23

第1	非常時優先業務の定義	23
第2	業務影響分析の評価	23
第3	非常時優先業務の選定	23
第4	非常優先業務の目標着手時間	23
第5	非常優先業務以外の通常業務	25
第6	各課等の取組み	25

第6章 計画の推進 29

第1	計画の周知	29
第2	計画の継続的改善	30

【別添資料】

第1	非常時優先業務（全般）	31
第2	非常時優先業務（各対策部（各課）等別）	34

第1章 基本的な考え方

第1 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続計画の目的

本町及び町周辺で大規模な自然災害が発生した場合には、役場そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができない。加えて発災時に伴う膨大な応急対策業務も発生する。これらの業務が中断すると町民の生命、生活及び社会活動に大きな支障が生じる。

そこで町は、発災時に迅速かつ的確に厚真町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく応急対策業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、発災時にも必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを町民等に継続的に提供し、最短で平常業務に復することが求められる。そのためには、あらかじめ各業務に優先順位をつけて、事前に必要な資源の準備や業務の対応方針・手段を定め、自然災害に備えることが必要である。

実際、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道で初めての震度7を本町で観測し、明治以降最大といわれる大規模な山腹崩壊や土砂流出により、多くの尊い命が失われるとともに、ライフラインの寸断、家屋の損壊等で数多の避難者が生起し、災害対応・復旧は困難を極めることとなった。特に発災初動期の災害対策活動は、人命の安全確保と業務の継続を行うため、職員は不眠不休で不断の災害対策対応を混乱・錯綜する中、全力を尽くして行った。

このようなことから、大規模な自然災害が発生した際に取り組むべき業務を明らかにし、対応するための事前の方策についてとりまとめた厚真町業務継続計画を策定した。

(2) 業務継続計画で明らかにする事項

業務継続計画（Business Continuity Plan）とは、災害時の限られたヒトやモノなどの資源で、最低限必要な業務を継続し、確実に実施できるように、復旧時間に関する【目標】と【現実】のギャップ（ずれ）を解消するための「事前の対応策」を明らかにする計画である。

業務継続計画は、計画を策定すれば災害時の業務継続が滞りなく行えるというものではない。

計画策定時点では、災害時の業務継続を図るために今後必要な課題とその対策を明らかにするものである。策定以降、課題を解決する対策を着実に実施することで、はじめて万全な状況に近づけることができる。計画策定をもって終わりではなく、検討と対策を続けることが不可欠である。

【業務継続計画の検討事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害時に継続すべき通常業務の絞り込み② 非常時優先業務の洗い出しと優先順位の決定③ 必要資源の過不足の検証④ 絞り込んだ業務を震災時に実施するための課題解決策の明示 |
|---|

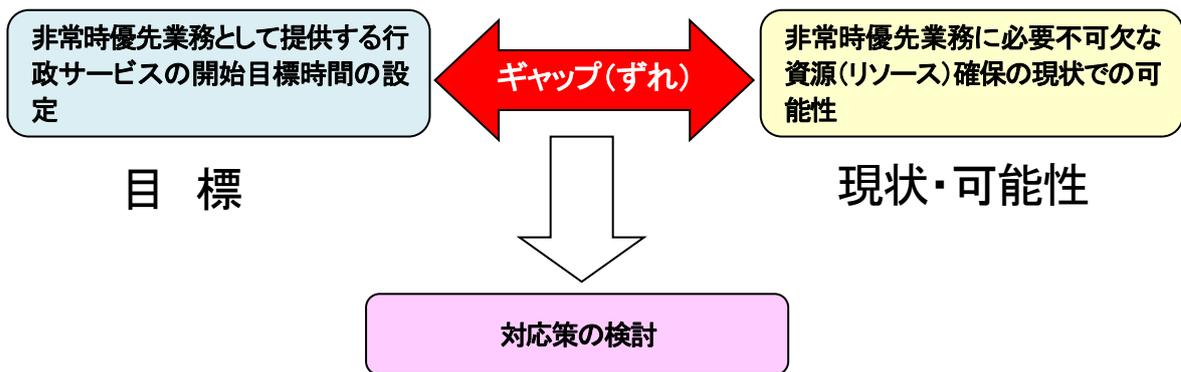


図1 業務継続計画の検討イメージ

(3) 業務継続計画策定の効果

業務継続計画の策定により、以下の効果が考えられる。

【業務継続計画策定の効果】

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、町役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、町役場の防災力を強化することが可能になる。
- 町役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能になる。

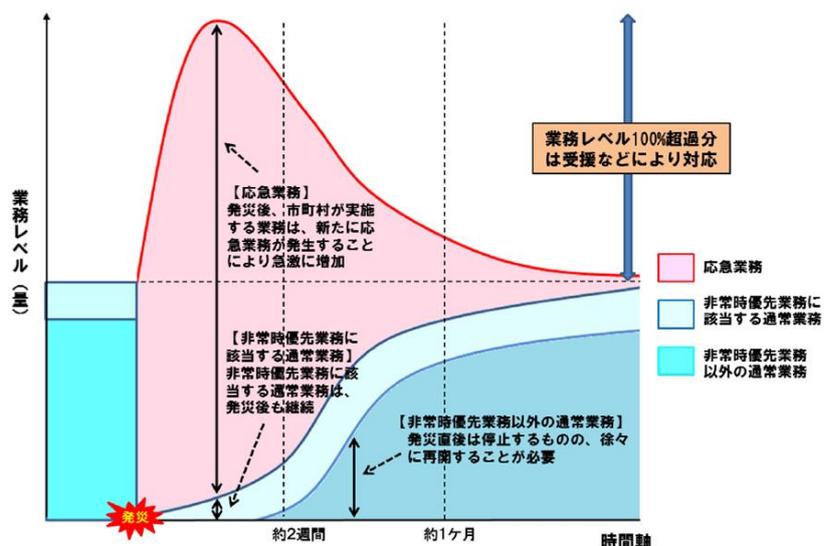


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

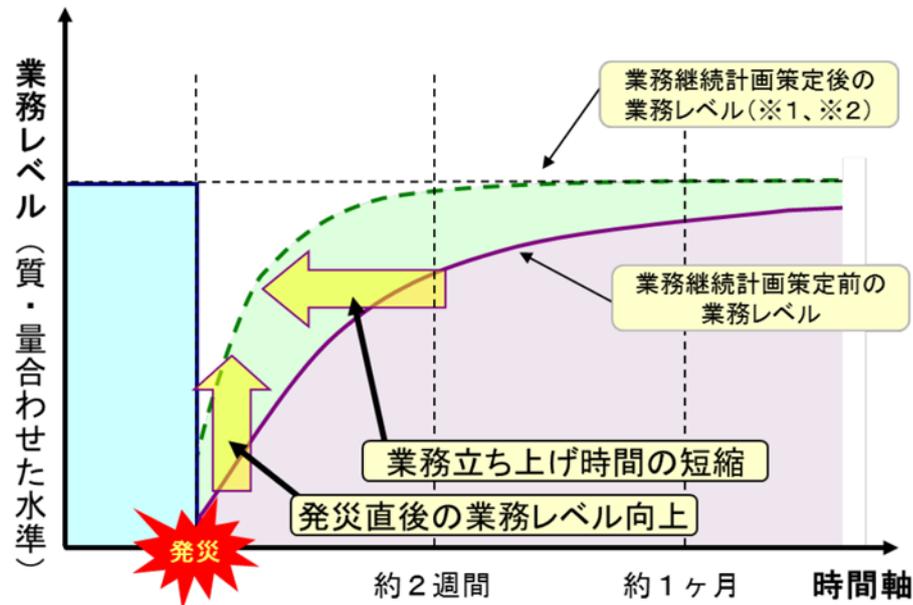


図3 業務継続計画の策定に伴う効果

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

(4) 業務継続計画の対象

ア 対象とする組織の範囲

業務継続計画では、町役場の全課の各部局、議会事務局、農業委員会及び教育委員会を対象とする。

イ 対象とする執務実施場所の範囲

執務実施場所は、役場本庁舎・別館、総合ケアセンターゆくり、上厚真支所（厚南会館）を主な対象とする。

ウ 対象とする業務

業務継続計画で対象とする業務は、大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）である。具体的には、災害発生後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

【非常時優先業務】

- ① 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
- ② 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
- ③ 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

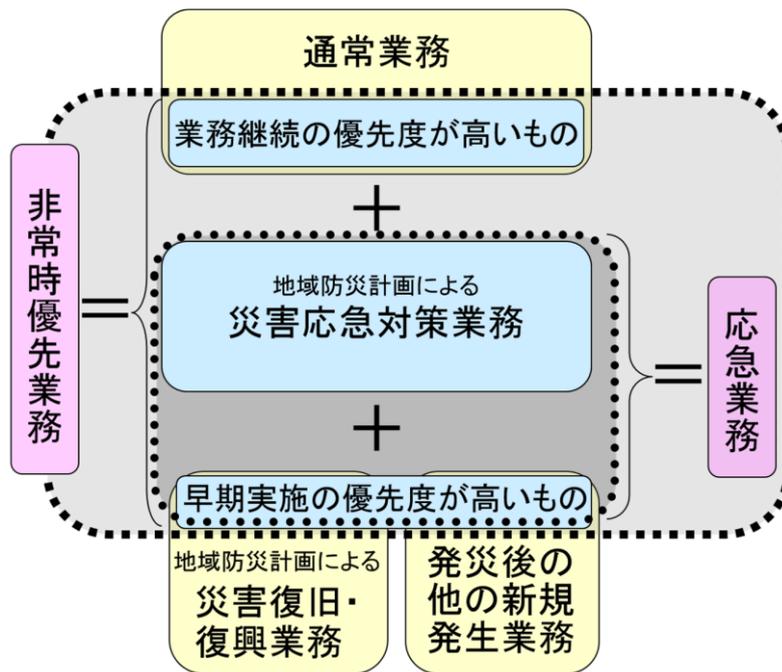


図4 非常時優先業務のイメージ

(5) 地域防災計画と業務継続計画の関係

厚真町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、厚真町防災会議が作成する計画である。その目的は、町、北海道、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、厚真町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧ならびに復興を行い、厚真町の地域ならびに町民の生命・身体及び財産を災害から守ることにある。ただし、地域防災計画は行政機関の被災を前提にしていない。

一方、業務継続計画は、町役場自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を事前に検討するものである。そのようなヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下を前提として、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を事前に検討し、大規模災害時における緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼をおいた計画である。

【業務継続計画と地域防災計画の関係（内容の主な相違点）】

項目	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
作成主体等	町が作成し、自らが実施する計画である（※1）。	地方防災会議が作成し、北海道、町、防災関係機関等が実施する計画である
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定

項目	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
	必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	める必要がある（※2）。
対象業務	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 国は防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

第2 基本方針等

(1) 基本方針

厚真町での大地震などの、町民等や町内の社会経済活動に多大な被害を及ぼす恐れのある大規模災害に対し、町がその機能を継続・維持するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、円滑な実施を図る。

【基本方針】

【方針1】『町民の生命と安心安全の確保』

災害発生時には、町民の生命、身体及び財産等を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に基づく災害応急対策を優先的に実施する。

【方針2】『非常時優先業務の遂行のため通常業務の積極的な休止・縮小』

非常時優先業務に必要となる人的・物的資源、ライフラインなどを確保し、集中して業務が行えるよう、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

【方針3】『非常時優先業務の遂行に必要な資源の確保と配分』

大規模地震等の発生により、防災拠点となる庁舎の被災や職員、電力、情報システム、通信及びその他のライフライン等の喪失、制約下にあっても業務遂行に必要な資源や代替手段を確保するとともに、適切な配分を行い非常時優先業務を遂行する。

(2) 適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、町職員が実施する業務全般とする。

町の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について主管課と業者間であらかじめ調整を行うものとする。

(3) 実施体制

非常時優先業務の実施にあたっては、地域防災計画で定める厚真町災害対策本部の組織体制のもとにおいて実施する。

(4) 発動基準

災害発生時における業務継続計画の内容に関する発動の判断は、厚真町災害対策本部において行う。

(5) 平常時の運用

業務継続計画は、業務継続マネジメント（BCM）により、平常時から持続的な改善を行うものとする。

(6) 業務継続計画の特に重要な6要素

町は、業務継続計画の策定にあたり、計画の中核をなす特に重要な必ず定めるべき6要素の項目ごとの対応等について、あらかじめ定めておくものとする。

【業務継続計画の特に重要な6要素】

項目	内容
1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	○ 首長が不在の場合の職務の代行順位、災害時の職員の参集体制を定める。 <ul style="list-style-type: none">・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	○ 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 <ul style="list-style-type: none">・ 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3 電気、水、食料等の確保	○ 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・ 孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合もある。
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	○ 断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5 重要な行政データのバックアップ	○ 業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 <ul style="list-style-type: none">・ 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6 非常時優先業務の整理	○ 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 <ul style="list-style-type: none">・ 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

第2章 計画の前提条件

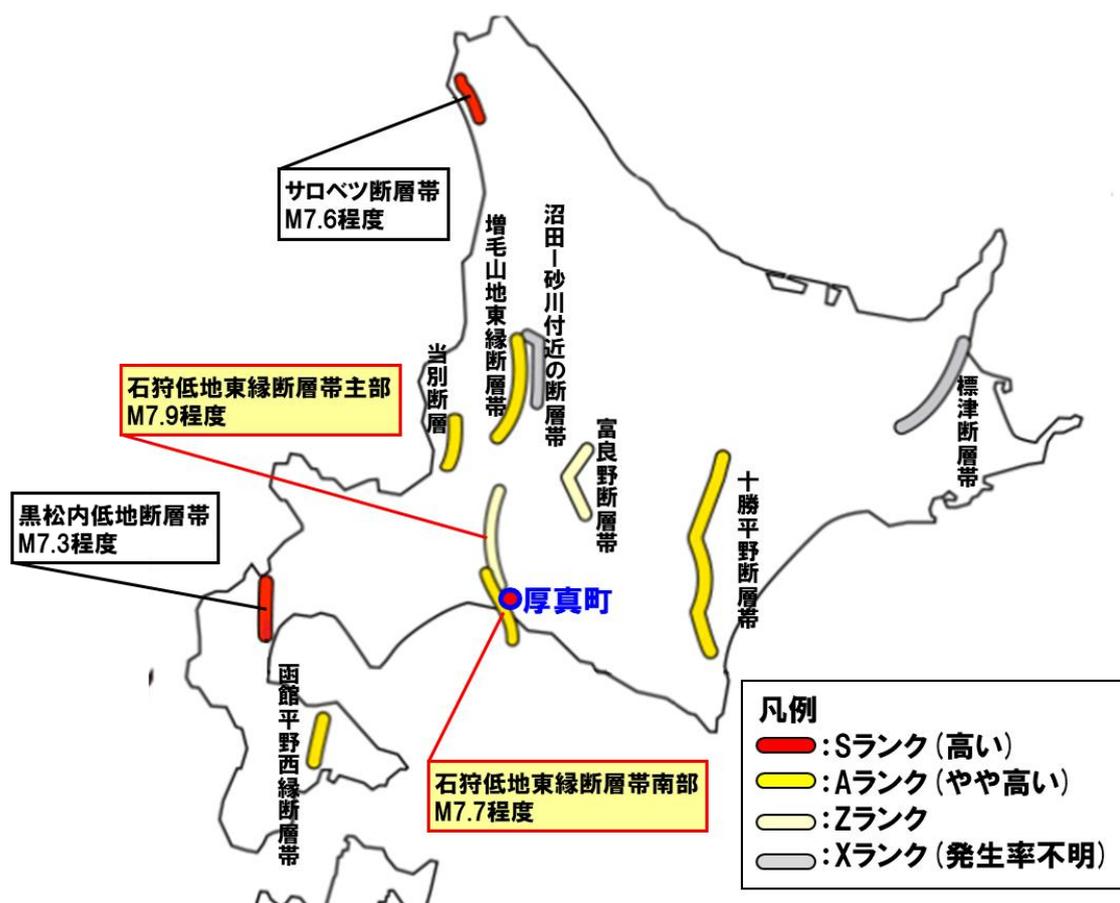
第1 前提とする自然災害

前提とする自然災害は、内陸型（活断層帯）地震災害、海溝型地震及び津波災害とする。

(1) 地震モデル等

ア 内陸型（活断層帯）地震（将来の地震発生の可能性）

項目	石狩低地東縁断層帯南部	石狩東縁断層帯主部
地震の規模	M7.7程度	M7.9程度
地震発生確率	30年以内に、 0.2%以下（Aランク（やや高い））	30年以内に、 ほぼ0%（Zランク）
平均活動間隔	17,000年程度以上	1,000年～2,000年程度
最新活動時期	不明	1739年以後～1885年



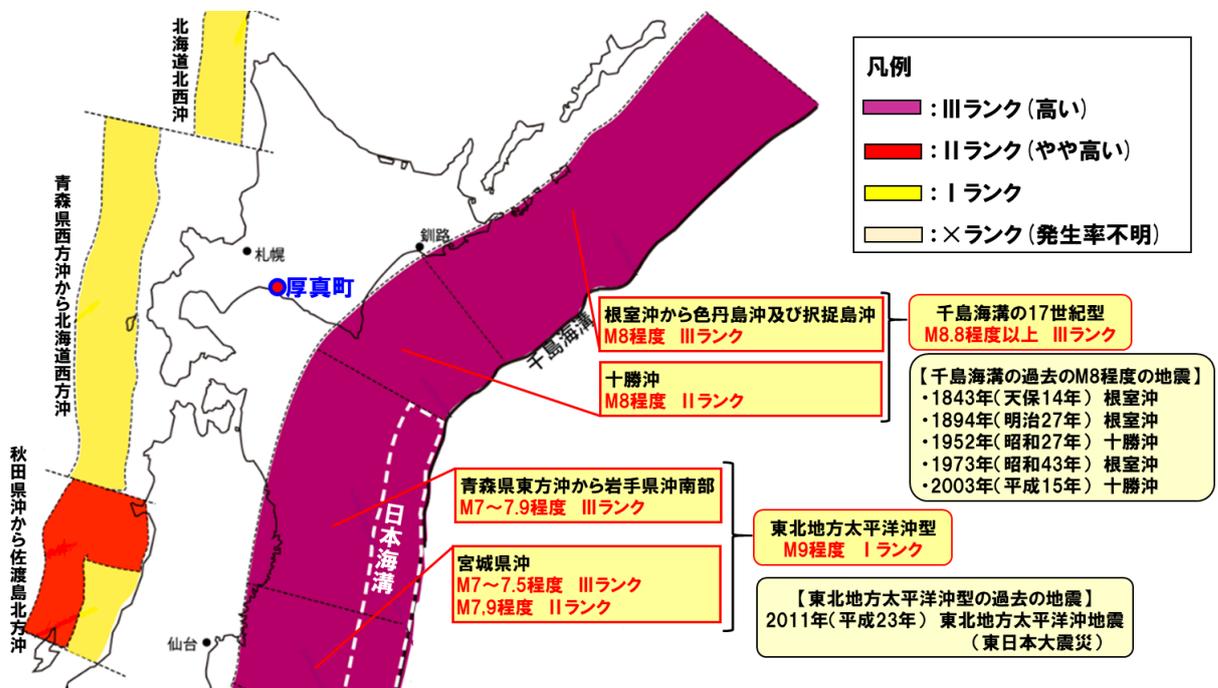
資料：政府 地震調査研究推進本部ホームページ「主要活断層の評価結果」（2024年1月15日公表）

図5 内陸型主要活断層

イ 海溝型地震・津波

項目		日本海溝モデル	千島海溝モデル
地震の規模		M9.1	M9.3
最大震度		5弱	5強
浸水想定面積	浸水深1cm以上	22.8km ²	15.7km ²
	浸水深30cm以上	21.2km ²	14.5km ²
	浸水深1m以上	18.1km ²	11.4km ²
	浸水深2m以上	15.2km ²	8.0km ²
	浸水深3m以上	12.4km ²	5.1km ²
	浸水深5m以上	5.9km ²	1.2km ²
最大津波高		10m	8m
平均津波高		10m	7m
津波到達時間 (水平地殻変動なし)	津波高+1m	38分	67分
	津波高+3m	39分	74分
	津波高+5m	40分	194分
津波到達時間 (水平動あり)	津波高+1m	38分	64分
	津波高+3m	39分	70分
	津波高+5m	40分	187分
津波到達時間	影響開始時間(±)	17分~21分	—
	影響開始時間(+)	38分~40分	—
	第一波到達時間	44分~47分	—
	最大津波到達時間	44分~170分	—

資料：内閣府HP 防災のページ「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」最終報告
(令和4年3月22日公表)



資料：政府 地震調査研究推進本部ホームページ「主要活断層の評価結果」(2024年1月15日公表)

図5 海溝型主要活断層

第2 厚真町の被害想定

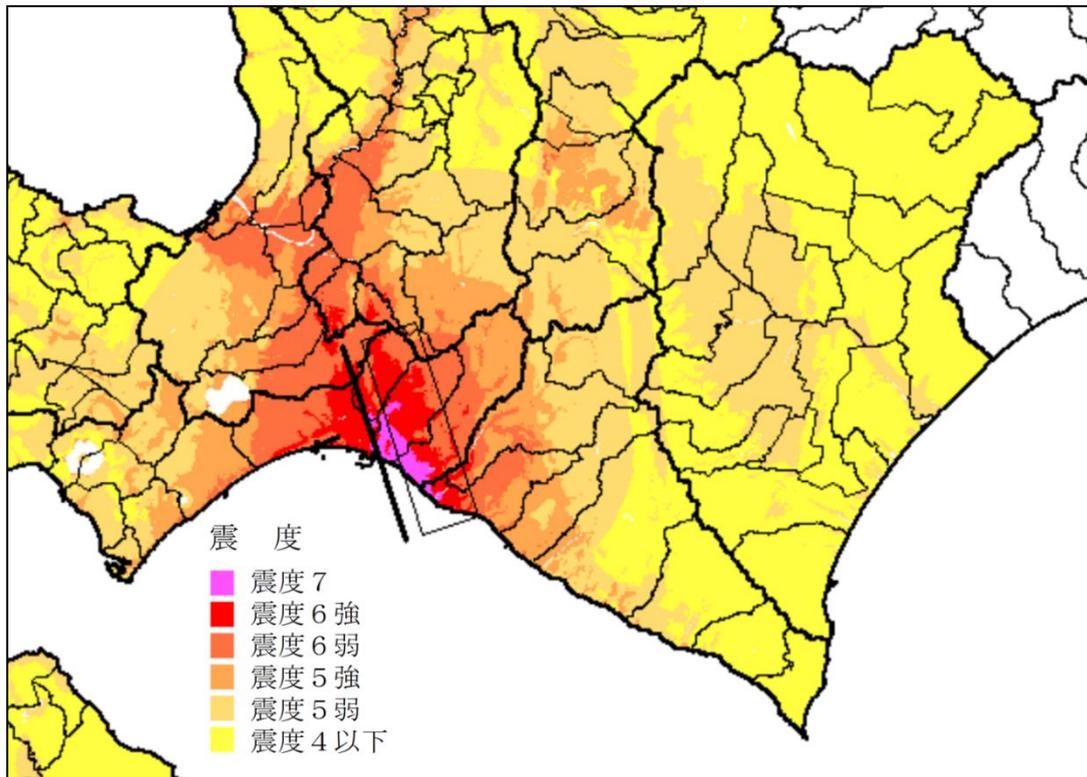
(1) 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震 （胆振管内で人的被害が最大となる地震）

被害想定項目		小項目	発生時期		
			冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
1. 地震動		地表における震度(評価単位最大)	7.0	7.0	7.0
2. 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	22箇所	22箇所	22箇所
		崩壊危険度B(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所
		崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
3. 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	447棟	447棟	447棟
		揺れによる半壊棟数	728棟	728棟	728棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	3棟	3棟	3棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	5棟	5棟	5棟
	計	全壊棟数	451棟	451棟	451棟
半壊棟数	736棟	736棟	736棟		
4. 火災被害		全出火件数	2件	1件未満	17件
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	9件
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	9棟
5. 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	3人	2人	3人
		揺れによる重傷者数	5人	3人	4人
		揺れによる軽傷者数	63人	42人	49人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2人	1人未満	1人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	2人
	計	死者数	3人	3人	3人
		重傷者数	6人	3人	5人
		軽傷者数	66人	43人	52人
	避難者数	避難所生活者数	1,024人	1,024人	1,027人
避難所外避難者数		551人	551人	553人	
避難者数計		1,575人	1,575人	1,580人	
6. ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	572箇所	572箇所	572箇所
		断水世帯数(直後)	1,834世帯	1,834世帯	1,834世帯
		※断水人口(直後)	4,422人	4,422人	4,422人
		断水世帯数(1日後)	1,696世帯	1,696世帯	1,696世帯
		※断水人口(1日後)	4,090人	4,090人	4,090人
		断水世帯数(2日後)	1,692世帯	1,692世帯	1,692世帯
		※断水人口(2日後)	4,080人	4,080人	4,080人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	4.9km	4.9km	4.9km
		機能支障世帯数	183世帯	183世帯	183世帯
		※機能支障人口	441人	441人	441人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
7. 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	64箇所	64箇所	64箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		通行支障箇所数	5箇所	5箇所	5箇所

※1 端数処理の関係で、表中の数字と合計値は合わない場合がある。

※2 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

資料：「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」（平成30年2月 北海道公表）



資料：「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」（平成30年2月 北海道公表）

図6 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の震度分布

(2) 海溝型地震・津波（日本海溝モデル 三陸・日高沖）【津波浸水想定が最大となるモデル】

ア 建物被害（全壊棟数）

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計
夏・昼	—	30	180	—	210
冬・夕	—	30	180	—	210
冬・深夜	—	30	180	—	210

イ 人的被害

(7) 死者数

	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊
		早朝避難率高+呼びかけ	早朝避難率低	
夏・昼	—	20	30	—
冬・夕	—	10	20	—
冬・深夜	—	10	20	—

(4) 負傷者数・低体温症要対処者数・避難者数

想定	負傷者数		低体温症 要対処者数	避難者数
	早朝避難率高+呼びかけ	早朝避難率低		早朝避難率低
夏・昼	—	—	—	—
冬・夕	—	—	—	40
冬・深夜	—	—	10	—

ウ 生活への影響

(7) 避難者数（人）【冬・夕】

	避難者総数	(うち)避難所避難者	(うち)避難所外避難者
直後	340	220	120

1日後	240	160	90
2日後	240	160	90

(イ) 要配慮者数(人)【冬・夕】

区分	要配慮者	区分	要配慮者	合計
65歳以上の高齢者	10	要介護認定者	10	40
5歳未満乳幼児	10	難病患者	—	
身体障がい者	10	妊産婦	—	
知的障がい者	—	外国人	—	
精神障がい者	—			

エ インフラ・ライフライン被害

(7) 道路・橋梁被害(箇所)

	津波浸水域内	津波浸水域外	合計		交通支障	不通	合計
道路被害	20	10	30	橋梁被害	—	—	—

(イ) 上水道・下水道利用困難人数(人)

	上水道断水人口	下水道支障人口
直後	760	20
1日後	440	
2日後	420	

(7) 下水道復旧予測日数(日)

復旧日数(作業員1/4):日	復旧日数(作業員1/4):日
1週間程度	3日程度

(イ) 停電軒数(軒)【冬・夕】

直後	1日後	2日後	3日後	1週間後
60	60	60	60	60

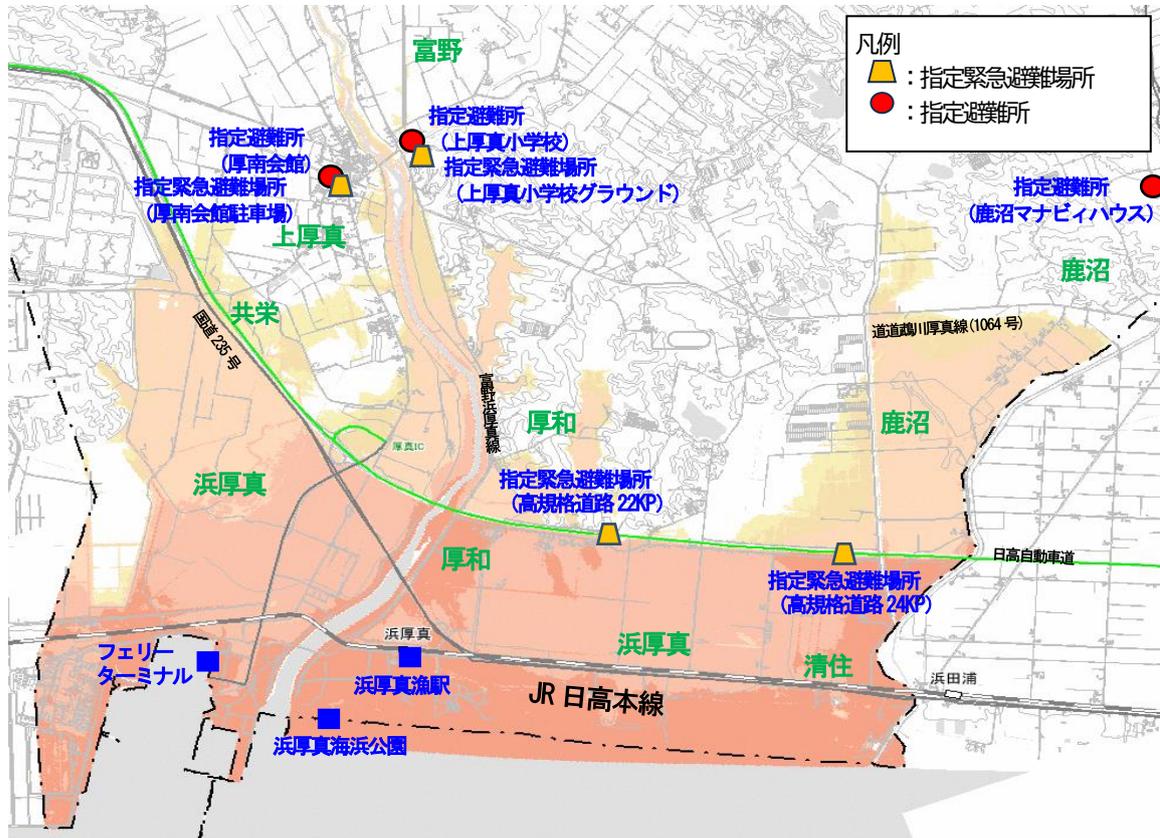


図7 津波浸水想定区域(日本海溝モデル 三陸・日高沖)

第3 被害状況の想定

- (1) 想定する危機対象：石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震
（胆振管内で人的被害が最大となる地震）

区分	想定
想定災害	石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_3）の地震（M7.7） ・町内で震度7が発生 ・本庁舎は震度6強の揺れを想定
発災条件等	冬の夕方、降雪、風速 12m/s

- (2) 想定事象による被害状況

区分	被害状況（復旧予想）
浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の発生はない。 ・町内山間部において土砂が流出し、河道を閉塞。このため、土砂ダムの一部が氾濫し、道路の冠水、水田・農地に水が流入し浸水。 ・地震により、河川の堤体に亀裂が発生。一部の亀裂から水が流出し、道路が冠水。
建物被害 ・火災	<p>【地域の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の約5割の建物が全半壊、約10棟が焼失 <p>【庁舎の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎周辺では延焼火災の危険性はほとんどない。 ・災害対応を行う本庁舎は耐震改修未完であり、大きな被害を受ける可能性がある。被害状況により使用不可となる。 ・固定されていないロッカー等の什器類は、転倒落下する。
交通機能 支障	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強～7のエリアや浸水エリアを中心に通行障害が発生（自動車での緊急登庁に制限） ・山間部の道路は、土砂流出による道路の閉塞や通行困難となるほか、孤立地域が発生（当該地域に居住する職員がある場合、参集は当面困難となる） ・鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間（1週間以上）は利用困難
ライフライン 支障	<p>【地域の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力：町内の全世帯で停電。土砂流出地域を除き、復旧に3日間ほど要する。 ・固定電話：町内の約6割の加入者が通話困難。その他の加入者は輻輳により1週間程度はつながりにくくなる。 ・携帯電話：大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通となる。 ・インターネット：利用可否はアクセス回線の被災状況による。 ・上水道：町内のほとんどの世帯で断水。半数程度の復旧に2週間程度を要する。 ・下水道：町内のほとんどの世帯で利用困難。当面の間は復旧しない（上水道の復旧より長期化） <p>【庁舎の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力：本庁舎及び別館を除き、復旧に3日程度の停電が見込まれる ・固定電話、携帯電話：災害時優先電話以外は1週間程度つながりにくいことが見込まれる。固定電話には、報道機関や住民からの問い合わせも殺到 ・インターネット：被災状況によっては利用不可 ・上水道：断水の回復までに2週間程度を要する ・下水道：利用支障が1か月程度継続
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料等について、買い占めなどが発生し、コンビニエンスストア、小売店等の在庫は数時間で売り切れ ・停電等を受け、ガソリンスタンドの営業が困難。公用車の燃料が不足

第3章 業務執行体制の確保

第1 職員の参集体制の確立

(1) 参集想定的前提条件

ア 参集対象

町長部局、議会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会の各部局の会計年度職員を除く全職員を対象とする。

イ 非常配備体制の基準

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：防災担当参事 副：総務課長 要員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部は「別表」を参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波予報が発表されたとき。 4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：防災担当参事 要員：総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部は「別表」を参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 4 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 5 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 6 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 7 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部は「別表」を参照	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒レベル発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル4相当（危険）となった場合 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等
		正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部は「別表」を参照	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル5相当（災害切迫）となった場合 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	≪災害業務全般の実施≫ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

ウ 別表 非常配備体制要員

部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備		
本部長		—	—	◎	◎		
副本部長		—	◎（副町長）	○	○		
参与		—	—	○	○		
総括部	部長	◎	○	○	○		
	本部運営班	班長	○	○	○	○	
		班員	全班員	全班員	全班員	全班員	
総務部	部長	○	○	○	○		
	総務班	班長	—	△	○	○	
		班員	所要の要員	所要の要員	全班員	全班員	
情報広報部	部長	○	○	○	○		
	情報広報班	班長	—	△	○	○	
		班員	所要の人員	所要の要員	全班員	全班員	
	地区連絡班	第1連絡班	班長	○	○	○	
			班員	所要の要員	全班員	全班員	
		第2連絡班	班長	○	○	○	○
			班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
		第3連絡班	班長	○	○	○	○
			班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員
	第4連絡班	班長	○	○	○	○	
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員	
	第5連絡班	班長	○	○	○	○	
		班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員	
第6連絡班	班長	○	○	○	○		
	班員	所要の要員	全班員	全班員	全班員		
教育・避難所対策部	部長	—	○	○	○		
	教育班	班長	—	△	○	○	
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員	

部	班		注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備
	避難所運営班	班長	—	○	○	○
		班員	—	全班員	全班員	全班員
建設対策部	部長		—	○	○	○
	工作班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	建設班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
工作労務班		部長計画				
産業対策部	部長		—	○	○	○
	農林水産班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	商工班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
産業労務班		部長計画				
救護対策部	部長		—	○	○	○
	り災対策班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	救護班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	給与班	班長	—	△	○	○
班員		—	所要の人員	全班員	全班員	
支援部	支援班		総務課長計画			
消防対策部	部長		—	○	○	○
	消防班	班長	—	△	○	○
		班員	—	△	全班員	全班員
【凡例】 ◎：統括責任者（指揮者） ○：参集者 △：部長計画による参集者 所要の要員：部長計画による必要な要員の参集						

(2) 職員の参集想定

参集想定は、「北海道庁業務継続計画[第3版]」（令和2年3月）の考え方を参考に設定

また、厚真町には十分な公共交通機関がないため、職員は庁舎内に留まる（宿泊する）と想定

ア 参集対象

会計年度職員を除く、職員全員を対象とする。

イ 職員の居住状況

区分	役場からの距離	居住地区	居住人数							
			地区別				距離別			
			人数	%	夏2%減	冬4%減	人数	%	夏2%減	冬4%減
町内	3km未満	京町	7	6.0	0.1	0.3	68	58.1	1.36	2.72
		表町	26	22.2	0.5	1.0				
		錦町	3	2.6	0.1	0.1				
		本町	3	2.6	0.1	0.1				
		新町	12	10.3	0.2	0.5				
		本郷	13	11.1	0.3	0.5				
		朝日	2	1.7	0.0	0.1				
		美里	2	1.7	0.0	0.1				
	3km～10km未満	上野	1	0.9	0.0	0.0	13	11.1	0.26	0.52
		宇隆	1	0.9	0.0	0.0				
		豊沢	3	2.6	0.1	0.1				
		豊川	1	0.9	0.0	0.0				
		幌里	1	0.9	0.0	0.0				
		軽舞	1	0.9	0.0	0.0				
		豊丘	4	3.4	0.1	0.2				
10km以上	共和	3	2.6	0.1	0.1	18	15.4	0.36	0.72	
	上厚真	14	12.0	0.3	0.6					
	厚和	1	0.9	0.0	0.0					
町外	8km～20km	安平町	5	4.3	0.1	0.2	18	15.4	0.36	0.72
	22km～45km	苫小牧市	7	6.0	0.1	0.3				
	25km～35km	千歳市	3	2.6	0.1	0.1				
	45km～55km	北広島市	2	1.7	0.0	0.1				
	60km未満	札幌市	1	0.9	0.0	0.0				
計			117	100	-2.3	-4.7	117	100	-2.3	-4.7

※令和7年1月現在の在籍職員数で算定

【特性】

* 町内在住者：99人（85%）及び町外在住者：18人（15%）

* 3km以内の徒歩1時間圏内の役場周辺に職員の半数以上が居住、また10km圏内の居住者を含めた場合は、4時間以内に約7割が活動可能



ウ 参集の前提・要件

- (ア) 参集は、役場本庁舎に登庁とし、役場からそれぞれの自宅までの最短の移動距離で算出
- (イ) 参集速度は、徒歩で3km/hとし、自宅出発までに20分かかるものとして算出
- (ロ) 町内在住者は、徒歩で登庁するものとして算出
- (ハ) 町外在住者で、町に隣接する安平町及び苫小牧市からの登庁は、自家用車及び公共交通機関を利用するものとし、自宅出発までの20分とあわせて、道路・交通状況等を考慮し、3時間を加算して算出
- (ニ) 上記町外在住者以外の札幌市、北広島市、千歳市からの登庁は、自家用車及び公共交通機関を利用するものとし、自宅出発までの20分とあわせて、道路・交通状況等を考慮し、6時間を加算して算出
- (ホ) 町内は十分な公共交通機関がないため、職員は庁舎内に留まる（宿泊する）と想定
- (ヘ) 夏2%、冬4%の職員は、本人及び家族の死傷等により、長期間参集できないと想定

エ 職員参集の考え方及び参集率

区分	想定となる対象	参集率																							
発災～1日目	徒歩・自転車での移動が可能な、厚真町内（参集場所から約15km圏内）に居住する職員が対象 [対象：99人(85%)]	<p>厚真町内（参集場所から直線距離約15km圏内）に居住する職員全員が順次参集</p> <p>『発災から3.5時間以内に職員全体の約8割が参集』</p> <p>(※ 夏約2%[冬約4%]の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">参集区分</th> <th colspan="3">参集率（見積）</th> </tr> <tr> <th>人数(%)</th> <th>夏2%減</th> <th>冬4%減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災～30' 未満</td> <td>39人(33.3)</td> <td rowspan="7">(-1.98)</td> <td rowspan="7">(-3.96)</td> </tr> <tr> <td>30'～1h 未満</td> <td>29人(24.8)</td> </tr> <tr> <td>1h～1.5h 未満</td> <td>3人(2.6)</td> </tr> <tr> <td>1.5h～2h 未満</td> <td>4人(3.4)</td> </tr> <tr> <td>2h～2.5h 未満</td> <td>6人(5.1)</td> </tr> <tr> <td>2.5h～3h 未満</td> <td>17人(14.5)</td> </tr> <tr> <td>3h～3.5h 未満</td> <td>1人(0.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※課長級の管理職は3時間以内を目標に参集</p>	参集区分	参集率（見積）			人数(%)	夏2%減	冬4%減	発災～30' 未満	39人(33.3)	(-1.98)	(-3.96)	30'～1h 未満	29人(24.8)	1h～1.5h 未満	3人(2.6)	1.5h～2h 未満	4人(3.4)	2h～2.5h 未満	6人(5.1)	2.5h～3h 未満	17人(14.5)	3h～3.5h 未満	1人(0.9)
		参集区分		参集率（見積）																					
人数(%)	夏2%減		冬4%減																						
発災～30' 未満	39人(33.3)	(-1.98)	(-3.96)																						
30'～1h 未満	29人(24.8)																								
1h～1.5h 未満	3人(2.6)																								
1.5h～2h 未満	4人(3.4)																								
2h～2.5h 未満	6人(5.1)																								
2.5h～3h 未満	17人(14.5)																								
3h～3.5h 未満	1人(0.9)																								
～4日目	すべての職員が対象 [対象：117人]	<p>4日目からは交通機関が復旧し、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>『職員全体の98(96)%が参集』</p> <p>(※ 夏約2%強[冬約4%強]の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">参集区分</th> <th colspan="3">参集見積</th> </tr> <tr> <th>人数(%)</th> <th>夏2%減</th> <th>冬4%減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～4日</td> <td>18人(15.3)</td> <td>(-0.36) 18人 (15%)</td> <td>(-0.72) 17人 (14%)</td> </tr> </tbody> </table>	参集区分	参集見積			人数(%)	夏2%減	冬4%減	1日～4日	18人(15.3)	(-0.36) 18人 (15%)	(-0.72) 17人 (14%)												
参集区分	参集見積																								
	人数(%)	夏2%減	冬4%減																						
1日～4日	18人(15.3)	(-0.36) 18人 (15%)	(-0.72) 17人 (14%)																						

オ 安否確認

非常時優先業務を迅速に行うため、業務に従事できる人員の確保が必要となる。

このため、各部署及び総務部総務班（総務課総務人事G）で職員の自宅の固定電話、携帯電話、LoGo チャット、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、緊急時の連絡体制を整備するなど安否確認の手順を定めておくものとする。

この際、災害等発生時において、各所属で把握した安否情報は、総務部総務班（総務課総務人事G）に報告するものとする。

また、職員が家族の安否を確認し安心して職務に専念できるよう、普段から家族内でのLINEやメール及び災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡方法について確認しておくよう周知を図るものとする。

カ 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたっては、各所属に参集する職員で対応することを原則とするが、業務量や職員の参集状況などにより対応が困難となる場合は、他部署からの応援体制について

総務部総務班（総務課総務人事G）において調整するものとする。

また、本庁内で職員を確保できない場合は、広域連携等災害協定に基づく応援要請や胆振総合振興局等を通じ、他自治体等への応援要請について総務部総務班（総務課総務人事G）において調整するものとする。

キ 職員の健康管理

災害対応は長期化も想定されることから、非常時優先業務が長期間に及ぶ場合などに備え、各部署においては、休憩時間の確保や交代制等の勤務体制を整えるなど職員の健康管理に配慮するものとする。

第2 指揮監督権限及び職務代行

業務継続体制下においては、災害対策基本法23条の2第2項の規定により、町長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行う。

災害対策本部長に事故があるときは、「厚真町災害対策本部条例」に基づき、災害対策副本部長である副町長又は教育長が職務を代行する。

なお、それらの者に事故があるときは、「厚真町長職務代理者指定規則」に基づく順序で代行する。

【職務代行の順位】

職務代行の対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長	総務課長
副町長	総務課長	まちづくり推進課長	住民課長
教育長	生涯学習課長	社会教育担当参事	学校教育G主幹
総務課長	情報防災担当参事	財政担当参事	総務人事G主幹
まちづくり推進課長	政策推進担当参事	企画調整G主幹	政策推進G主幹
住民課長	健康推進子育て支援担当参事	町民生活G主幹	税務G主幹
産業経済課長	農業担当参事	農業農村整備担当参事	林業・森林再生推進担当参事
建設課長	都市施設担当参事	土木G主幹	都市施設G主幹
・責任者と連絡が取れない場合、上記の順位に従い、自動的に職務の代行が行われるものとする ・責任者が参集できない場合であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする。			

※ 発災時においても迅速かつ責任を持った業務の遂行を図るため、各所属は、管理職に事故があった場合にも適切に意思決定が行えるよう、平時から管理職の権限を確認するとともに、「厚真町事務決裁規程」による代決者を確認しておく。

【参考】代決権者及び代決の順序

決裁事項	代決できる者	
	第1次	第2次
町長の決裁事項	副町長	総務課長
副町長の決裁事項	総務課長	課長にある上席の職員
課長職の決裁事項	課に参事が置かれている場合は当該参事又は参事の置かれていない場合は所管の主幹	所管の主幹又は所管の主幹が置かれていない場合は所管の上席の主査

資料：「厚真町事務決裁規定（厚真町訓令第1号 平成19年3月27日）」

第4章 業務執行環境の整備

第1 庁舎に及ぼす影響

役場本庁舎を除き耐震基準をみたしているが、町役場本庁舎は、耐震安全性の分類上求められている耐震判定係数を下回っていることから、町内で大規模な地震が発生した場合、本庁舎の使用が困難になることも想定され、発災時の初動体制に支障を来すおそれがある。

施設	建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	耐震性能
本庁舎	昭和28年	RC造	2階	836.09	耐震性なし
庁舎別館	昭和60年	S造	1階	541.83	耐震性なし
総合ケアセンターゆくり	平成15年	RC造	2階	2466.9	耐震対応
上厚真支所	昭和54年	RC造	2階	893.92	H21耐震改修済み
総合福祉センター	昭和49年	SRC造	2階	2168.093	H21耐震改修済み
青少年センター	昭和54年	RC造	2階	1254.98	H27耐震改修済み

※令和9年以降、本庁舎は庁舎周辺整備により建て替えを予定

第2 庁舎等の点検

庁舎等管理者は、大規模な地震が発生した場合は庁舎等の被災状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎等への立入りの可否が分かるような標示を行い、庁舎等の被災状況及び庁舎利用上の注意点について職員に伝達する。

また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

第3 本庁舎等の機能の確保

(1) 執務室の機能確保

防火・防災担当責任者は、執務室の被災状況の確認と使用の可否を判断し、主管課を通じて庁舎管理者に報告する。

また、執務室の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境の向上確保に努めるものとする。

(2) 電源の確保

電力の需給が途絶えた場合には、本庁舎専用の非常用自家発電機により、消防等非常用設備と本庁舎の必要最低限の範囲に電力を供給する。

【電力供給諸元】

施設	発電設備	燃料備蓄(ℓ)	出力	稼働時間	運転・停止
本庁舎	非常用発電機	軽油 1,354ℓ	30kw	72時間以上	自動起動・停止
庁舎別館					
総合ケアセンターゆくり	可搬型発電機 (備蓄品)	ガソリン 114ℓ	2.4kVA ¼負荷600VA	72時間	手動
上厚真支所(厚南会館)	非常用発電機	A重油 5,000ℓ(暖房共用)	20kwA	72時間以上	自動起動・停止
総合福祉センター	可搬型発電機 (備蓄品)	ガソリン 114ℓ	2.4kVA ¼負荷600VA	72時間	手動
青少年センター	可搬型発電機 (備蓄品)	ガソリン 114ℓ	2.4kVA ¼負荷600VA	72時間	手動

(3) 通信手段の確保

北海道総合防災情報システムや災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、被災情報の収集・連絡、災害応急対策の調整等を行う。とともに、住民等への情報伝達手段として、防災行政無線や町ホームページおよび町公式SNS（LINE・Facebook）を活用して情報伝達を行う。

ア 電話

【災害時優先電話等の配備状況】

施設	固定電話	災害時優先電話	携帯電話	衛星電話	道総合行政ネットワーク衛星電話
本庁舎	31	2	4	2	1
庁舎別館	26	—	—	—	—
総合ケアセンターゆくり	19	1	—	—	—
上厚真支所(厚南会館)	1	1	—	—	—
総合福祉センター	9	—	—	—	—
青少年センター	12	—	—	—	—
備考	※災害時優先電話とは 災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない電話であり、通信事業者との協議の上指定し、設置している固定電話及び携帯電話（発信規制の対象とされない携帯電話）のことをいう。				

イ 防災行政無線等

災害等において、防災行政無線を活用し、住民等へ避難情報や災害情報等を伝達する。また、各対策部や避難所等の連絡通信手段として、移動系無線を活用した連絡通信をおこなう。

【防災行政無線の整備状況】

区分	種類	設置数	設置場所
同報系	基地局	1	役場本庁舎（放送室）
	再送信局（中継）	3	高丘、幌内マナビィハウス、上厚真分遣所
	屋外拡声子局	5	厚南会館、浜厚真駅、浜厚真海浜公園、鷗川漁業協同組合厚真支所、新日本海フェリー-苫小牧フェリーターミナル
	戸別受信機	—	設置を希望する全戸に無償貸与
移動系	MCA無線車載型	4	公用車車両（スクールバス等）
	MCA無線携帯型	35	役場本庁舎 放送室

ウ その他

災害時の情報伝達手段の活用として臨時災害FM放送局の設置や通信機器の不足など際には、北海道総合通信局の臨時措置として、所要の手続きによる機器・機材の無償貸与を活用する。

【北海道総合通信局無償貸与機器・器材】

種別	
衛星携帯電話	通信用人工衛星を直接経由して、音声やデータ通信を行う携帯電話機
ICTユニット	災害時に被災地へ搬入して迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能な通信設備
MCA	中継局を介して相手と通信するタイプの無線機
簡易無線機	個人的な用途での使用を目的とした無線機
可搬型蓄電池	移動できる備蓄電源
公式プロトコルシステム	インターネットアクセス可能とするシステム
貸与の基準	災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合、被災情報の収集・伝達や応急復旧活動の迅速・円滑な対応を図るため、地方公共団体及び災害復旧関係者等から要請があった場合に貸与

(4) 情報システムの維持

情報システム管理者は、情報システムに障害が発生した場合、情報システムの被災状況等を把握し、速やかに運用委託事業者等に連絡してシステムの復旧に努める。

また、情報システムなどの重要なサーバが破損する事態に備え、データ及び総合行政システムをバックアップするなどの対策や、サーバなど機器類を固定するなどの転倒、移動等の防止措置を講じるものとする。

(5) 食料・飲料水等物資の確保

発災時には当面、町で備蓄する備蓄食料・水を備蓄倉庫より搬入・分配して対応を行うほか、町が締結している災害協定に基づき、流通業者に応急物資の供給要請を行い、食料・飲料水等の物資確保に努めるものとする。

【食料・飲料水等物資の確保基準】

施設	職員数 (概数)	食料		飲料水		トイレ (非常トイレ・トレットペーパー)	
		人数*3食 /1日*3日		人数*3ℓ /1日*3日		人数*5回 /1日*3日	
本庁舎	40		360食		360ℓ		600回分
庁舎別館	40		360食		360ℓ		600回分
総合ケアセンターゆくり	30		270食		270ℓ		450回分
上厚真支所(厚南会館)	5		45食		45ℓ		75回分
青少年センター	15		135食		135ℓ		225回分
その他	30		270食		270ℓ		450回分

第4 本庁舎等の代替施設

(1) 代替庁舎の検討

災害対策本部の活動拠点となる庁舎が不測事態等により、使用できない場合は下記施設を代替庁舎として使用し、業務の継続を図る。

【検討の要因等】

施設名	耐震化	災害危険度			附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性	代替庁舎候補
		津波	洪水	その他 (土砂災害・火災)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等	事務機器備品		
中央小学校	○	○	○	○	○/軽油	衛星 携帯 電話	道防災 情報シ テム(net 回線)	防災備 蓄倉庫よ り搬入	有	低	①
厚真中学校	○	○	○	○	×				有	低	④
厚南会館	○	○	×	○	○/軽油				有	低	③
上厚真小学校	○	○	○	○	○/軽油				有	低	②

第5章 非常時優先業務

第1 非常時優先業務の定義

業務継続計画で対象とする業務は、大規模な地震発災時においても優先して実施すべき「非常時優先業務」である。

非常時優先業務は、基本的に1週間以内（災害発生当日～7日目まで）に着手しなければ、町民の生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。

第2 業務影響分析の評価

通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。

具体的には、各業務について、業務の中断や業務開始の遅延が「町民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（3時間、1日、3日、1週間、及び1箇月の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、町民の生活や経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるかについて、次の基準で評価を行った。

評価	影響の重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。
レベルⅣ	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。
レベルⅢ	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。

第3 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続の基本方針に基づき、町のすべての業務を洗い出し、原則として、1箇月以内に評価レベルが「レベルⅢ」以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務として選定した。

第4 非常時優先業務の目標着手時期

選定した非常時優先業務については、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災後直ちに着手すべき業務、3日以内に着手すべき業務、1週間以内に着手すべき業務に区分し、それぞれの目標着手時期を設定した。

【着手時間と目標復旧時間ごとの主な業務】

		目標復旧時間		
		おおむね3日以内	おおむね1週間以内	おおむね1箇月以内
着手時間	直ちに～ 24時間以内	[町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務]		
	1日～ 3日以内		[業務継続のための環境を維持する業務]	
	3日～ 1週間以内			[社会的経済活動機能の維持に必要な業務]
想定される事象		○甚大な人的・物的被害が発生 ○町役場の被災により、職員・資源・情報に制約が発生	○避難所生活者等から様々なニーズが増加	○社会機能の復旧に関する要望が増加

【業務整理基準】

業務開始 目標時間	業務の焦点	主要な業務例
発災～ 3時間	【活動体制の確立】 ・発災直後には、業務対応能力を確保するための業務、人命救助・救出業務(～発災後 助・救出業務(～発災後72時間)や全庁的な災害応急対策業務を優先	○災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務(人、場所、通信、情報等) ○被災状況の把握(害情報収集・伝達・報告) ○発災直後の火等対策業務(消火、避難・警戒、誘導処置等) ○救助・急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用) ○避難所の開設、運営業務 ○組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐)
1日以内	【応急活動の実施】 ・人命救助・救出業務(～発災後72時間)、住民等の生命・生活や他機関の活動に影響する各部局で最優先の災害応急対策業務や継続する必要がある通常業務の実施 ・重要な業務システムの復旧	○短期的な二次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等) ○町管理施設の応急復旧に係る業務(道路、水道、交通等) ○衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理準備等) ○災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受入れ等) ○遺体の取扱業務(収容、保管、事務手続等) ○避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等) ○社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)
3日以内	【被災者支援・行政機能の回復】 ・人命の救助・救出業務(～発災後72時間)、避難所生活者への支援に注力 ・(情報システム復旧に伴う)通常業務の再開	○避難生活の向上に係る業務(入浴、メンタルヘルス、防犯等) ○災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等) ○業務システムの再開等に係る業務(他の業務の前提となる行政機能の回復)
1週間以内	【復旧活動の開始】 ・避難者の多様なニーズに対応し、避難者のQOL(生活の質)確保を優先 ・生活再建に係る業務、復旧・復興準備	○災害廃棄物の処理 ○応急復旧に必要な資源(資機材、要員)の確保
2週間以内	【復旧活動の本格化】 ・道路等社会インフラの早期復旧支援など、平常時の生活回復支援 ・避難者のQOL(生活の質)を優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始	○生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務等) ○産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) ○教育再開に係る業務 ○金銭の支払、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) ○窓口行政機能の回復(届出受理、証明書発行等)
1箇月以内	【その他の行政機能の回復】	○北海道等への財政支援要請に係る業務 ○住宅の確保に係る業務 ○復旧業務の本格化に向けて必要となる業務
1箇月以降	・非常時優先業務に必要な資源を配分するため、発災から1か月程度の間、休止又は縮小する業務で、非常時優先業務の対象外(休止・縮小業務)とします。	

第5 非常時優先業務以外の通常業務

発災時、町は町民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも町民生活に密接に関わる業務や町役場の機能維持業務など継続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため、各課等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、「評価レベルⅡ」以下の非常時優先業務以外の通常業務を一般的に休止・縮小するものとした。

第6 各課等の取組み

各課等においては、本計画の業務継続の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行するうえでの課題と対策について整理するものとする。

- (1) 別表1 各課等の設定イメージ
- (2) 別表2 実施すべき主な対策活動
- (3) 別表3 通常業務の仕分け

別表2 実施すべき主な対策活動

主要対策	フェーズ				
	平時の備え	初動段階		応急段階 (～1週間)	復旧段階 (1週間～1箇月)
		発災前	発災後		
1. 災害対応体制の実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的な対応業務の実施体制の確保 職員の参集体制の確保 独立した災害対策本部事務室(operation room)の確保 重要な情報を確実に受信・発信できる機器の確保 長期化を踏まえた職員動員体制の検討 災害対応チェックリストの作成 				
2. 情報の収集・発信と広報の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報の収集、分析体制の強化 報道機関への対応ルールの明確化 住民からの問合せ窓口の一元化 		<ul style="list-style-type: none"> 多様な伝達手段による情報発信 		
3. 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 住民や関係機関との“顔の見える”関係の構築 住民への情報伝達 避難指示等の発令 				
4. 避難所等における生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営体制の確立 避難所運営業務の整理 				
5. 応援の受入れ体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 外部応援が想定される災害対策業務の把握 災害時相互応援協定の締結 受援計画の策定(受援調整組織を設置し対応を一元化) 受援計画の策定(応援を必要とする業務の整理) 				
6. ボランティアとの連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 			<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの開設・運営 災害時におけるボランティア関係者との連携 	
7. 生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に向けた準備 住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成・利用 住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る計画策定 住家被害認定調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付 被災者生活再建支援金支給申請書の受理
8. 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助の実施検討 		<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別基準の要請 	
9. 災害廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物処理支援ネットワークの活用 		<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の分別 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用 	

別表3 通常業務の仕分け

業務継続の優先度の高い業務（主なもの）	
町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、災害対応 ・インフラ（道路、河川等）の維持 ・医療、福祉等のサービスの確保 ・町民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給 ・報道対応 ・その他、町民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の管理運営 ・財務会計システムの運用管理 ・職場の安全衛生業務 ・その他、業務継続のための環境を維持する業務事務
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・水道その他飲料水供給施設に関する業務 ・雇用対策及び労働相談 ・農作物の災害対策 ・被災者に係る住宅対策に関する業務 ・町民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務 ・その他、町民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務

主な休止・縮小業務	
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係事務 ・福利厚生（職員の感染症対策を除く） ・職員研修 ・統計調査、調査研究、白書等作成等 ・緊急性のない団体等の検査、報告聴取 ・多くの人が集まる集会、イベント等

第6章 計画の推進

第1 計画の周知

非常時優先業務を円滑に執行し、業務継続計画を実行あるものとするため、各課等は、平素から、発災時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を認識しておくとともに、業務執行体制等の確保について確認しておくものとする。

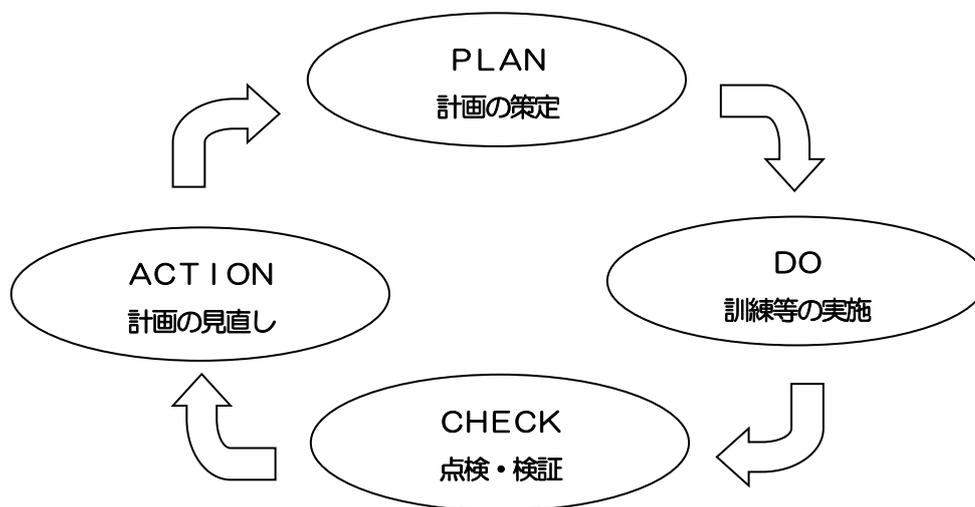
また、職員全員が非常時優先業務の重要性を共通して認識し、災害時に職員自らが取るべき行動について把握するなど、平常時の業務の中にも定着させていくものとする。そのため、各課等においては、次に掲げる訓練等の実施により、職員個々の災害対応力を向上させるとともに、本計画の周知・徹底を図るものとする。

【実施する訓練等】

区分	種類	内容	対象（担当課）	頻度（時期）
研修	新規採用職員初任者研修	職員として必要な危機管理や災害対応等について学ぶ。	新規採用職員 （総務課総務人事G）	対象者は1回 受講
訓練	庁舎等消防訓練	避難訓練等	全職員 （総務課総務人事G）	年1回
	防災図上（災害対策本部）訓練	厚真町地域防災計画に基づき、町、防災関係機関が協同連携し、大規模災害を想定した訓練を実施することにより、同計画に定める「災害応急対策計画」の実行性の確認及び災害対応能力の強化を図る。	関係職員（総務課情報防災G防災担当）	年1回
	防災実動訓練	厚真町地域防災計画に基づき、町民及び町、防災関係機関が協同連携し、大規模災害を想定した訓練を実施することにより、同計画に定める「災害応急対策計画」の実行性の確認、災害対応能力の向上と町民の防災意識の高揚を図る。	関係職員（総務課情報防災G防災担当）	3年1回
	災害通信連絡訓練（地震・津波）・Lアラート全国総合訓練	災害発生時における避難指示等の発令及び避難所開設運営情報等を正確・迅速に発信できるよう、情報伝達に関する認識の向上を図る。	関係職員（総務課情報防災G防災担当）	年1回
	非常通信訓練	平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの確認を行い、非常通信に関する認識の向上を図る。	関係職員（総務課情報防災G防災担当）	年2回
	安否情報システム全国一斉訓練	国民保護事案及び自然災害・事故災害安否情報の収集・提供事務における効率化を図る。	関係職員（総務課情報防災G防災担当）	年2回
点検	非常用発電機の点検	非常用発電機の起動や電力供給状態を確認	（総務課情報防災G防災担当）	月1回
	防災行政無線保守	同報系親局無線設備保守点検	（総務課情報防災G防災担当）	当該年度の期間

第2 計画の継続的改善

本計画のより適切な運用等を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うほか、「(1) 計画の周知」で示す訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題等の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題等の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。



本計画の継続的改善（PDCA サイクル）のイメージ

【別添資料】

第1 非常時優先業務（全般）

業務分類	業務開始目標時間					所管部署
	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1箇月以内	
活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集・伝達・報告 ・本部員会議等の開催 ・応急対策要員の確保 ・一般職員の安否確認・参集 ・庁舎、避難地等安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理 				総括部(情報防災G) 総務部(総務人事G)
情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の確保、維持・運営 (防災無線、電話、インターネット、LAN) 					総括部(情報防災G) 総務部(総務人事G)
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への広報 ・報道機関への広報 ・国、県、他地方公共団体への周知 			<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置(外国人対応含む) 		情報広報部 (まちづくり推進課企画調整G)
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要請 (国、県、他地方公共団体、消防、警察、自衛隊、DMAT、防災ヘリ等) ・応援部隊の受入れ(調整等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣等応援職員の受け入れ、運用 				総括部(情報防災G) 総務部(総務人事G)
災害救助法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用の手続き 					総括部(情報防災G) 総務部(総務人事G)
救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・消防運用 ・捜索・救出班の編成、運用 ・災害時要援護者の応急対策 ・孤立住民及び観光客等の応急対策(山間部、離島等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容、処理 				総括部(情報防災G) 総務部(総務人事G) 救護部(住民課町民生活G、福祉G)
二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等、誘導 ・警戒区域等の設定 ・気象予報等の収集及び伝達 ・土石流対策 ・津波・水防等の監視・警戒 ・河川・ダム施設の応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油防除応急対策 ・危険物被害状況の把握と連絡 ・危険物に係る警戒・規制対策 ・治山・砂防施設の応急対策 ・海防施設の応急対策 				総括部(情報防災G) 建設対策部 (建設課土木G)
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・傷病者の搬送 ・医療救護班等の編成、運用、調整(医療機関との連絡含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタル・ヘルスケア 			救護部(住民課健康推進G)
保健衛生・防疫		<ul style="list-style-type: none"> ・応急トイレ対策(設置、し尿処理等) ・防疫・衛生班等の編成、運用 ・廃棄物の発生量予測、仮置き場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴対策 ・ごみ、廃棄物の処理(周知、収集、処分) ・ペット対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理実行計画の策定 	救護部(住民課健康推進G、町民生活G)
交通・輸送		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路の指定 ・障害物撤去 ・緊急輸送(物資等) ・道路の応急復旧 ・海上輸送 ・港湾施設、漁港施設の応急対策 				総括部(情報防災G) 建設対策部 (土木G)

業務分類	業務開始目標時間					所管部署
	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1箇月以内	
避難収容	・避難所の設置、運営・来庁者への対応(避難誘導等)	・食料確保・供給・物資確保・供給(毛布、日用品等)・避難所外避難者の支援・帰宅困難者への対応(一時滞在施設への誘導等)・義援物資、義援金の受入れ、運用・ボランティアの受入れ、運用・避難所運営における女性の参画確保・女性と男性のニーズの違いを十分に踏まえた避難所の環境整備(授乳室、男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等)・女性や子どもに対する暴力等の防止、安全安心の確保	・犯罪防止体制の把握、調整・高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等のケア			教育避難所対策部(学校教育G、社会教育G)産業対策部救護部(健康推進G、町民生活G)
住宅・建築		・建築物の応急危険度判定 ・住宅応急修理(崩落・補強等)	・罹災証明書の発行	・住宅入居の情報提供、あっせん ・応急仮設住宅準備(入居希望調査、建築場所)		建設対策部(都市施設G) 救護部(税務G)
ライフライン		・給水班等の編成、運用 ・上水道応急復旧(把握、調整等含む) ・下水道応急復旧(把握、調整等含む) ・電力応急復旧(把握、調整等含む) ・ガス応急復旧(把握、調整等含む) ・鉄道応急復旧(把握、調整等含む) ・公衆通信応急復旧(把握、調整等含む)				建設対策部(都市施設G) 総括部(情報防災G)
経済・産業				・農林水産業応急対策(生産物の保護、販路維持の調整等) ・商工業対策		産業対策部(林業・森林再生推進G、経済G)
文化・教育	・児童生徒等の安全確保		・各種文化施設等及び文化財の対策(施設確認、文化財保護等)	・教育再開(準備含む) ・学校保健安全対策		教育避難所対策部(学校教育G、社会教育G)
総務	・理事者の秘書に係る業務 ・公印の管理、保管		・情報管理に係る業務(個人情報保護、情報漏洩防止等) ・行政事務調整(通常業務の総括事務) ・文書の收受及び発送	・職員の人事及び給与	・諸事業計画の調整に係る業務 ・職員の任免、分限、賞罰及び懲戒	総務部(総務人事G)
財政			・財政計画業務・予算業務		・地方交付税等交付金業務・地方公共団体債業務	総務部(財政G)
税務					・個人町民税及び法人町民税の賦課調定業務 ・軽自動車税、たばこ税及び	救護部(税務G)

業務分類	業務開始目標時間					所管部署
	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 箇月以内	
					入湯税の賦課 調定業務 ・国民健康保険 税の賦課調定 業務 ・介護保険料の 賦課調定業務	
会 計			・出納、会計、審査 事務等			(会計室)
生 活				・住民票、転 出入、印鑑 登録業務 ・戸籍事務及 び住民基本 台帳事務 ・外国人登録 事務 ・行旅病人及 び死亡人取 扱い事務	・災害に伴う給 付業務(災害時 弔慰金、援護 資金等)	救護部(町民 正確 G)
福 祉			・国民健康保険事務 (受診者急増、保険 証紛失への対応)	・保育所事務 ・生活保護事 務	・障害者福祉事 務 ・高齢者福祉事 務 ・児童福祉事務 ・市民福祉事務 (DV、つきまと い、ホームレ ス、法律相談、 健康相談)	救護部(健康 推進 G、町 民生活 G)
保健衛生	・新型コロナウイルス対策		・動物伝染病対策 ・有害鳥獣の捕獲			救護部(健康 推進 G) 産業対策部 (農業 G)
教育・文化				・教育行政全 般の調整 ・学校事務		教育避難所 対策部(学校 教育 G、社 会教育 G)
選挙管理		・選挙の実施に係る調整事務				(総務人事 G)
議会事務					・議会関係の営 繕、警備	(議会事務 局)

【別添資料】

第2 非常時優先業務（各対策部（各課）等別）

【総括部（本部運営班）・総務部（総務班）】（総務課）

着手目標 時間	非常時優先業務			
	応急業務（災害対策本部業務）	所管	通常業務（業務継続優先度が高い業務）	所管
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置・運営 避難情報の発出に関すること 災害情報の収集・報告 通信連絡機能の確保 避難場所・避難所開設に関すること 警戒区域の設定に関すること 	情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 情防 G	北海道防災情報ネットワークシステム通信の確保	情防 G
1時間	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、道等に災害派遣・応援要請 非常配備体制及び連絡調整 防災関係機関等（胆振相互振興局、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等）との連絡・調整等 広域避難に関すること 防災気象情報等（雨量・降雪量・河川水位等）の情報収集 町有財産の被害調査及び応急対策 臨時電話の設置 災害時の部内等の対策業務についての協力 本部長・副本部長の秘書業務（スケジュール管理等） 職員の安否確認 自治会（住民）との連絡調整に関すること 	情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動の把握と指示 救助・救急医療救護体制の指示 町長及び副町長の秘書業務 	情防 G 情防 G 総人 G
1日目	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の部内等の対策業務についての協力 災害救助法に関すること 町長及び副町長の災害地視察 被災者からの相談に関する業務 災害救助基金等応急救助の費用に関すること 支払資金対策 職員及び職員家族の安否確認（会計年度職員を含む。） 対策本部内各対策部の配置・応援・人員調整等 災害時の燃料・暖房に関すること 災害に関する相談・苦情等の処置に関すること 	総人 G 情防 G 総人 G 総人 G 財政 G 財政 G 総人 G 総人 G 総人 G	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信基盤の管理運営に関する業務（道防災情報 MW、庁内 LAN、LGWAN 等） 庁内情報システムの助言、指導、調整等の運用管理 情報セキュリティ対策 災害協定に基づく応援要請 被災者ニーズの把握 救援物資の調達 職員の服務等人事管理業務 財務会計システムの運用管理 	情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 総人 G 財政 G
3日目	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア等の設置・受入体制の調整 災害関係予算に関すること 災害応急対策及び災害復旧に関する資金計画 職員派遣要望の取りまとめ 受援体制の確立 町が行う税等の減免 災害視察者の接遇対応等 	情防 G 財政 G 財政 G 総人 G 総人 G 財政 G 総人 G	<ul style="list-style-type: none"> 部内の総合調整 職員の給与関係業務 職員手当の認定業務 職員の健康管理 行政の総合企画及び調査関係 自治会長会議に関する事務 財務に係る条例、規則等に関する業務 資金管理業務 	総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 財政 G 財政 G
1週間	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策従事者の公務災害補償に関すること 労務の供給に関すること 	総人 G 総人 G	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理及び国民保護に関する事務 自衛隊及び支援機関に関する事務 消防及び危険物に関する事務 防災消防行政に関する事務 情報公開及び刊行物等による情報提供の総括 個人情報保護の総括 条例、規則、規定及び告示その他令達業務 	情防 G 情防 G 情防 G 情防 G 総人 G 総人 G 総人 G

着手目標 時間	非常時優先業務			
	応急業務（災害対策本部業務）	所 管	通常業務（業務継続優先度が高い業務）	所 管
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書の収受及び発送に関する事務 ・ 男女平等参画社会の形成の促進（苦情処理、相談対応等） ・ 支出命令の審査、支出負担行為の確認業務 ・ 財務会計に係る指導業務 ・ 支出審査及び支出命令業務 ・ 競争入札の執行に関する業務 ・ 工事工区の設定に関する業務 ・ 分限、懲戒及び服務に関すること ・ 福利厚生制度に関すること ・ 職員からの苦情相談に関すること ・ 局内他課の所掌に属しないこと ・ 任用の一般的基準に関すること ・ 研修に関すること ・ 人事評価に関すること ・ 給与制度に関すること 	総人 G 総人 G 財政 G 財政 G 財政 G 財政 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G 総人 G

【情報広報部（情報広報班、地区連絡班）】（まちづくり推進課、会計室、議会事務局）

着手目標 時間	非常時優先業務			
	応急業務（災害対策本部業務）	所 管	通常業務（業務継続優先度が高い業務）	所 管
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・報告 ・地区連絡班の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 企調 G 企調 G 		
1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の非常配備体制及び連絡調整 ・災害広報の企画・実施 ・各種情報資料の収集・分析・共有 ・報道機関の統制、連絡・調整 ・災害時における情報広報部の対策業務についての協力 ・町ホームページ、SNS（LINE・Facebook）等による情報発信・運用 ・プレスセンターの開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 課内 企調 G 企調 G 企調 G 企調 G 企調 G 企調 G 		
1 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況のとりまとめ 	課内	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・報道機関との連絡調整 ・報道対応業務 ・課題に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 課内 企調 G 企調 G 政推 G
3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する町議会に関すること 	議会事	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体による広報（広報誌等の発行、新聞・テレビ等の利用、インターネット・SNS 等の利用） ・運輸交通に関する総合調整等の業務 ・災害見舞金の出納保管 ・資金管理業務 ・歳入歳出外現金、基金、有価証券の出納保管業務 	<ul style="list-style-type: none"> 企調 G 政推 G 会計室 会計室 会計室
1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のための集団移転に関する事項 	政推 G	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携・協働による広報業務 ・統計調査に関する業務 ・人口減少対策問題に関すること ・連携地域別政策展開方針の管理に関すること ・移住、交流施策等の推進に関すること ・地球環境保全に係る施策の推進気候変動対策 ・町議会対応 ・支出命令の審査、支出負担行為の確認業務 ・支出審査及び支出命令業務 	<ul style="list-style-type: none"> 政推 G 政推 G 政推 G 政推 G 政推 G 政推 G 議会事 会計室 会計室

着手目標 時間	非常時優先業務			
	応急業務（災害対策本部業務）	所 管	通常業務（業務継続優先度が高い業務）	所 管
1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の児童及び生徒の学校給食に関する こと ・学校職員の被害補償基金による災害補償に 関すること 	学教 G 学校 G	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議 ・教育委員会規則の制定等 ・職員の任免等の取扱い ・人事発令関連業務 ・内部組織、教職員定数及び事務管理 ・学級編制 ・教職員の服務に関する業務 ・教職員の懲戒及び分限に関する業務 ・学校体育、学校保健及び学校給食に 関する指導・助言 ・保健管理及び学校給食の実施 ・家庭教育相談 ・給与関係業務 ・定期健康診断業務 	学教 G 学教 G

着手目標 時間	非常時優先業務			
	応急業務（災害対策本部業務）	所 管	通常業務（業務継続優先度が高い業務）	所 管
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算関係事務に関する業務 ・ 建設業の許可に関する業務 ・ 都市計画関係業務 ・ 都市計画道路に関する業務 ・ 土地区画整理事業に関する業務 ・ 都市公園及び緑地に関する業務 ・ 下水道に関する業務 ・ 宅地建物取引業、マンション管理等に 関建築指導する業務 ・ 建築基準法、建築士法、建設リサイク ル法等に関する業務 ・ 建築物の地震対策、防災対策、安全安 心対策等に関する業務 ・ 民間住宅に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 土木 G 都施 G 都施 G 土木 G 土木 G 都施 G 上水 G 都施 G 都施 G 都施 G 都施 G 都施 G

厚真町業務継続計画の沿革

平成28年 9月	厚真町業務継続計画の作成
令和 7年 2月26日	全面改訂